

人間市下水排除基準・除害施設設置基準 一覧表

令和6年4月1日現在

	項目	排除基準		特定事業場				その他の事業場											
		政令の基準	条例の基準	平均排除量(m ³ /日)				平均排除量(m ³ /日)											
				50	30	10	0	50	30	10	0								
有害物質	カドミウム及びその化合物*	0.03以下		10															
	シアン化合物	1以下																	
	有機燐化合物	1以下																	
	鉛及びその化合物	0.1以下																	
	六価クロム化合物	0.2以下																	
	砒素及びその化合物	0.1以下																	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下																	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと																	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下																	
	トリクロロエチレン	0.1以下																	
	テトラクロロエチレン	0.1以下																	
	ジクロロメタン	0.2以下																	
	四塩化炭素	0.02以下																	
	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下																	
	1, 1-ジクロロエチレン	1以下																	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下																	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下																	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下																	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下																	
	チウラム	0.06以下																	
	シマジン	0.03以下																	
	チオベンカルブ	0.2以下																	
	ベンゼン	0.1以下																	
	セレン及びその化合物	0.1以下																	
ほう素及びその化合物 *	10以下																		
ふっ素及びその化合物 *	8以下																		
1, 4-ジオキサン	0.5以下																		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下																		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 *	380未満	380未満	10																
環境項目	フェノール類	5以下		50				50											
	銅及びその化合物	3以下																	
	亜鉛及びその化合物 *	2以下																	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下																	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下																	
	クロム及びその化合物	2以下																	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満									30				適			
	浮遊物質(SS)	600未満	600未満									30				適			
	水素イオン濃度(PH)	5を超え9未満	5を超え9未満									適				適			
	ノルマルヘキサン抽出物	5以下	5以下									適				適			
質含有量	30以下	30以下	適				適												
窒素含有量	240未満	240未満	適				適												
燐含有量	32未満	32未満	適				適												
温度	45°C未満	45°C未満	適				適												
よう素消費量	220未満	220未満	適				適												

【単位:mg/L】(ただし、水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除く)

(備考)

1 青色部分:直罰対象(特定事業場)に係る基準 水色部分:除害施設設置に係る基準

2 クロム類からマンガン類に係る直罰規程適用除外排水量は埼玉県「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」による

3 * 一部の業種については、暫定基準が適用されます。